

平成26年4月11日

取引先各位

株式会社システック・エンジニアリング

### 建設業法に基づく営業停止処分について

この度、弊社は東京電力株式会社が発注する架空送電工事において独占禁止法第2条第6項の規定に違反する行為があったとして、同法第3条に基づき公正取引委員会から排除命令措置及び課徴金納付命令を受け、該当命令が確定したことにより、4月10日に建設業法第28条第3項の規定に基づき、東京都から下記の通り営業停止命令処分を受けました。

本件につきまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

弊社といたしては、この処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンス体制の徹底を図り、再発防止ならびに信頼の回復に努めて参る所存であります。

#### 記

1. 停止を命じられた営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 期間

平成26年4月25日（金）～平成26年5月24日（土）までの  
30日間

以上